

第六一回

参第九号

日本育英会法等の一部を改正する法律（案）

第一条 日本育英会法（昭和十九年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

第十六条ノ四第二項中「又八高等専門学校」を「、高等専門学校又八教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第五条第一項ニ規定スル養護教諭養成機関（以下養護教諭養成機関ト称ス）若八同法別表第一ノ備考第二号ニ規定スル教員養成機関（以下教員養成機関ト称ス）」に、「一定年数以上継続シテ」を「三年ヲ経過スルマデノ間ニ」に、「其ノ他ノ施設」を「、養護教諭養成機関、教員養成機関其ノ他ノ施設」に、「教育ノ職ニ在リタルトキハ」を「教育ノ職ニ就キ二年以上継続シテ其ノ職ニ在リタルトキハ」に、「教育又ハ研究ノ職ニ在リタルトキ」を「教育又ハ研究ノ職ニ就キ二年以上継続シテ其ノ職ニ在リタルトキ」に改める。

第十六条ノ四第三項の次に次の一項を加える。

日本育英会ハ特別ノ事由アリト認ムルトキハ学資ノ貸与ヲ受ケタル者ガ貸与金ノ返還ヲ免除セラルルコトヲ得ル為修業後教育又ハ研究ノ職ニ就クコトヲ要スル第二項ノ期限ヲ政令ノ定ムル所ニ依リ延期スルコトヲ得

第三十六条ノ二第一項中「又八高等専門学校」を「、高等専門学校又ハ養護教諭養成機関若八教員養成機関」に、「一定年数以上継続シテ」を「三年ヲ経過スルマデノ間ニ」に、「教育又ハ研究ノ職ニ相当スル職ニ在リタルトキハ」を「教育又ハ研究ノ職ニ相当スル職ニ就キ二年以上継続シテ其ノ職ニ在リタルトキハ」に、「同項ノ規定」を「同項及同条第四項ノ規定」に改める。

第二条 日本育英会法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

附則第二項を次のように改める。

- 2 この法律による改正後の日本育英会法第十六条ノ四第二項、第三十六条ノ二及び第三十六条ノ三の規定は、昭和二十五年四月一日以後の貸与契約により貸与した貸与金について適用する。

第三条 日本育英会法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二項を次のように改める。

- 2 この法律による改正後の日本育英会法第十六条ノ四第二項及び第三項、第三十六条ノ二並びに第三十六条ノ三の規定は、昭和二十五年四月一日以後の貸与契約により貸与した貸与金について適用する。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の日本育英会法第十六条ノ四第二項から第四項まで、第三

十六条ノ二及び第三十六条ノ三の規定は、昭和二十五年四月一日以後の貸与契約により貸与した貸与金について適用する。

理 由

養護教諭養成機関及び教員養成機関において学資の貸与を受けた者についても、日本育英会がその返還を免除することができるものとする事、貸与金の返還を免除される職に、養護教諭養成機関及び教員養成機関の教育の職を加える事、貸与金の返還を免除されるため修業後教育又は研究の職に就くことを要する期間を三年とする事、昭和二十五年四月一日以後に学資の貸与を受け、修業後教育又は研究の職に就いた者の貸与金で、その返還を免除できなかつたものについても、日本育英会がその返還を免除することができるものとする事等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。